

< 「業務内容」及び「業務日及び業務時間」 >

業務内容	業務日及び業務時間	
1 火災及び盗難の防止 2 1階の出入口の開閉（自動ドア等）、照明機器の点消灯、空調機器の電源入切、業務終了の案内等の開閉館作業 3 出入者の監視 4 来庁者の対応（フロア案内等を含む） 5 建物内外の巡視及び警戒 6 1階交流スペース及びエスカレーター等の安全監視 7 エレベータのスイッチ操作 8 鍵の受渡し及び保管 9 車両の整理・誘導（車両の不正な進入及び駐車排除を含む） 10 国旗及び市旗の掲揚・降納 11 傘袋回収箱の設置・格納・袋の回収 12 防犯カメラ及び周辺機器の操作 13 バリカーの開閉等 14 落し物の受付・整理・保管・引渡し（共用部分について） 15 1階の交流スペース等の床・トイレ・窓ガラス、出入口のマット、車いす等の軽微な清掃等 16 凍結防止剤等の管理 17 その他警備上必要な事項	4月1日から 3月31日まで ただし、 広島市公民館条例 施行規則（昭和29 年教育委員会規則 第2号）に基づき沼 田公民館が休館す る日、広島市老人 いこいの家条例施 行規則（昭和48年 広島市規則第95 号）に基づき沼田 老人いこいの家が 休館する日及び広 島市の休日と定め る条例（平成3年広 島市条例第49号） に基づき沼田出張 所が休日となる日 が重なる日を除く	【火曜日（沼田公民館 及び沼田老人いこいの 家が休館の日を含む）】 午前8時00分から 午後5時45分まで （交代で各者1時間の 休憩を含む） 【祝日】※ 午前8時30分から 午後5時15分まで （交代で各者1時間の 休憩を含む） 【上記以外の日】 午前8時00分から 午後10時15分まで （交代で各者2時間の 休憩を含む） ただし、4月及び3月 の増員1人について は、 午前8時00分から 午後5時45分まで

※【祝日】とは、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいい、このうち、日曜日と重なる日を除く。

< 「巡視回数・時間」及び「国旗及び市旗の掲揚・降納時刻」 >

業務日	巡視回数及び標準巡視時間 （打刻鍵設置場所は別図 のとおり）		国旗及び市旗の掲揚・降納時刻 （雨天の場合を除く）	
	回数	時間	掲揚	降納
【火曜日】 （沼田公民館及び沼田 老人いこいの家が休館 の日を含む）	3回	午前10時00分 午後2時00分 午後5時00分	午前8時15分	午後5時00分
【祝日】	3回	午前10時00分 午後2時00分 午後4時45分	午前8時45分	午後4時45分
【上記以外の日】	4回	午前10時00分 午後2時00分 午後6時00分 午後9時30分	午前8時15分	午後5時00分

警備員の人数、配置等については、以下のとおりとする。

- 1 令和8年4月、令和9年3月、令和9年4月、令和10年3月、令和10年4月、令和11年3月、令和11年4月、令和12年3月（各月において、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に基づき沼田出張所が休日となる日、火曜日及び令和11年3月21日を除く。）

人数	3人（A・B・C（増員））
配置	<p>【A・C】屋外 北側・東側駐車場及び車路の監視、車両整理、案内、誘導等（1名は北側駐車場、もう1名は東側駐車場に立ち、トランシーバーで連絡を取り合い、安全に誘導等を行う。）</p> <p>【B】庁舎内 出入者の監視、案内、落とし物等の受付等、駐車場整理の応援</p>

- 2 令和8年5月から令和9年2月、令和9年5月から令和10年2月、令和10年5月から令和11年2月、令和11年5月から令和12年2月

人数	2人（A・B）
配置	<p>【A】屋外 北側・東側駐車場及び車路の監視、車両整理、案内、誘導等（北側駐車場と東側駐車場を行き来し、安全に誘導等を行う）</p> <p>【B】庁舎内 出入者の監視、案内、落とし物等の受付等、駐車場整理の応援</p>